

大飯原発 許可取り消し

12/5 泉福



関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消す判決を受け、「勝訴」の垂れ幕を掲げる原告ら＝4日午後3時8分、大阪地裁前で（黒田博一撮影）

大阪地裁判決

新基準初の司法判断

3、4号機 規制委審査に「欠落」

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の耐震性を巡り、新規規制基準に適合するとして原子力規制委員会の判断は誤りだとして、福井など一府県の住民ら約百三十人が国に対し、原発設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決で大阪地裁（森鷗外裁判長）は四日、許可を違法として取り消した。「規制委の判断は地震規模の想定で必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落がある」と判断した。●関西電力●国●判決要旨●面

- 関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消す
- 原子力規制委員会の判断は地震規模の想定で必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落がある
- 過去の地震規模の数値には平均値から外れた「ばらつき」もあっても考慮されず、数値の上乗せもなかった

関電が控訴検討

東京電力福島第一原発事故を踏まえ策定された新規規制基準下での原発設置許可を取り消す初の司法判断。大阪3、4号機は現在、定期検査で停止している。補助参加人として訴訟に関わる関係者は「極めて遺憾である」とコメントしている。



再稼働推進の国に打撃

関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消した四日、大阪地裁判決は、新規規制基準に基づき原発の安全性審査の手法を否定した初の判断となり、再稼働を推進してきた国や電力会社に与える打撃は大きい。これまでも電力会社を相手にした原発の運転差し止めの訴訟で住民側が勝利した判決があった。これに対し、今回は原子力規制委員会による耐震性評価を一番

関西電力大飯原発3、4号機の耐震性を巡る主張と判断	大阪地裁判決
断層の面積などのばらつきは考慮されており、平均値から外れる「ばらつき」を改めて考慮する必要はない	「ばらつき」条項は東京電力福島第一原発事故後にあって策定されたのに、考慮されていない。実際の地震規模は平均値から懸け離れる可能性がある

再稼働推進の国に打撃。原告らによると、新規規制基準下で許可を受け再稼働した他の原発にも影響が及ぶと見られる。また、主眼点は、関電が算出した耐震設計の目安となる揺れ（基準地震動）の値や、これを基に設置を許可した規制委の判断が妥当かどうか。

判決によると、関電は大飯3、4号機の基準地震動を最大加速度八五六一と設定し、規制委は適正と評価した。森鷗外裁判長は、基準地震動の設定で重要な要素となる地震規模は、過去の地震データを基にした平均値より実際は大きい方向に懸け離れるなど「ばらつき」が生じる可能性があるとして、基準地震動の妥当性を確認するため規制委が定める審査ガイドもばらつきを考慮の必要性を示している。だが関電はばらつきを考慮や数値の上乗せをしなかった上、規制委も上乗せの必要性の要否を何ら検討することなく許可を出したとして「審査すべき点を審査していないので違法」と結論づけた。

治外交史が専門の川田裕氏は著書「木戸幸一 内大臣の太平洋戦争」（文春新書）で、昭和天皇の最側近として仕えた木戸の軌跡をたどり、その影響は「決して軽いものではない」と指摘している。さらに、軍部を含めた当時の指導者の多くは日米の国力差から戦争回避の道を探っていたが、それでも無謀な戦争に突き進んだ背景を解説している。▽足まわし記憶を教訓から、現代でも戦争反対を叫ぶ人が多数を占めるだろうが、誤解や見解の相違から意図せぬ戦争に巻き込まれる危険はゼロでない。八月が戦争犠牲者に届くのを待たず、戦争を止めることができなかった歴史を省みる。 2020.12.5

12/5 福

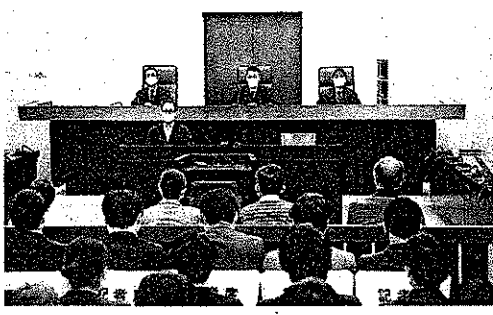
設置許可 判断過程に過誤、欠落

大飯原発取り消し 判決要旨

関西電力大飯原発3、4号機の設置許可取り消しを巡る四日の大阪地裁判決の要旨は次の通り。

【判断】
裁判所の審理は、規制委の判断に不合理な点があるかどうかとの観点から行う。現在の科学技術の水準に照らして、規制委が使用した審査基準に不合理な点があるか、判断過程に看過しがたい過誤、欠落がある場合には、その判断に基づく設置許可は違法だとするのが相当である。

原子力規制委員会の判断に不合理な点があり、設置許可を取り消す。原告の主張する地盤安定性や津波想定に関する誤りなどは、い



関西電力大飯原発3、4号機を巡る訴訟の判決が言い渡された大阪地裁の法廷。中央は森健一裁判長。4日午後（代表撮影）

【判断の枠組み】
規制委の「審査ガイド」は「過去の地震を参考に（過去の地震を参考に）つくられた」経験式を用いて地震規模を設定する場合、適用範囲が十分に検討されていることを確認し、（平均値を出すのに使った元データの）ばらつきも考慮される必要がある」と定める。

【ばらつきの意義】
地震規模は基準地震動を策定するための重要な要素である。経験式から算出される地震規模は平均値であって、実際に発生する地震規模はそれより大きい方に外れることが当然に想定される。地震規模の設定では、平均値をそのまま使うのではなく、平均からのずれを考慮することが相当である。

【基準地震動】
設置許可基準は、重要な原子炉施設に大きな影響を及ぼす恐れのある地震でも、安全機能が損なわれる恐れがないものであるべきだ。（耐震設計の目安となる揺れの大きさである）基準地震動を策定する際には、震源の特性を主要な変数で表した震源モデルを設定しなければならない。規制委は基準地震動を策

定する際、震源断層の長さにつつまわる不確かさなど、影響の大きな要素を分析し、適切に考慮すると内規で定めている。

規制委の「審査ガイド」は「過去の地震を参考に（過去の地震を参考に）つくられた」経験式を用いて地震規模を設定する場合、適用範囲が十分に検討されていることを確認し、（平均値を出すのに使った元データの）ばらつきも考慮される必要がある」と定める。

【判断過程に欠落】
関西電力は基準地震動を策定する際、地質調査などに基づいて設定した震源断層面積を経験式に当てはめて出した地震規模の値をそのまま使用。実際の地震規模が平均値より大きくなる可能性を考慮して設定する必要があるかどうかを検討せず、上乘せもなかった。

規制委も上乘せをする必要があるかどうかについて何も検討せず、関西電力の設置許可申請が基準に適合し、審査ガイドを踏まえているとした。規制委の判断過程には看過しがたい過誤、欠落があるといつべきだ。